吸収合併に係る事後開示書面

（会社法第 801 条第１項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面）

2025 年４月１日

京成電鉄株式会社

吸収合併に係る事後開示書面

2025年４月１日

千葉県市川市八幡三丁目３番１号
京成電鉄株式会社
代表取締役社長　小林　敏也

京成電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）及び新京成電鉄株式会社（以下「新京成電鉄」といいます。）は、両社の間で締結した2023年10月31日付合併契約に基づき、2025年４月１日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、新京成電鉄を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する会社法第801条第１項及び会社法施行規則第200条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

１．吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第１号）

2025年４月１日

２．吸収合併消滅会社における会社法第784条の２の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第２号）

（１）　会社法第784条の２（吸収合併をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過について

新京成電鉄は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

（２）　会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について

新京成電鉄は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

（３）　会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過について

新京成電鉄は、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

（４）　会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

新京成電鉄は、会社法第 789 条第２項及び第３項の規定に基づき、債権者に対し、2024 年 11 月 29 日付の官報及び同日付の電子公告において、本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

３．吸収合併存続会社における会社法第 796 条の２の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第３号）

（１）　会社法第 796 条の２（吸収合併をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過について

本合併は、当社にとって会社法第 796 条第２項に定める場合（簡易合併）に該当するため、該当事項はありません。

（２）　会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について

本合併は、当社にとって会社法第 796 条第２項に定める場合（簡易合併）に該当するため、該当事項はありません。

（３）　会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

当社は、会社法第 799 条第２項及び第３項の規定に基づき、債権者に対し、2024 年 11 月 29 日付の官報及び同日付の電子公告において、本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

４．吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第４号）

当社は、効力発生日をもって、新京成電鉄の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継いたしました。

５．会社法第 782 条第１項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第５号）

別紙のとおりです。

６．会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第６号）

2025 年４月１日（予定）

７．その他本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第７号）

当社は、会社法第 796 条第２項の規定に基づき、本合併契約について会社法第 795 条第１項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行いました。なお、会社法第 796 条第３項の規定に基づき本合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以　上

別紙：吸収合併消滅会社事前開示書面

吸収合併に係る事前開示書面

（吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面）
（吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面）

2024 年 11 月 29 日

京成電鉄株式会社

新京成電鉄株式会社

吸収合併に係る事前開示書面

2024年11月29日

千葉県市川市八幡三丁目３番１号
京成電鉄株式会社
代表取締役社長　小林　敏也

千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山四丁目１番12号
新京成電鉄株式会社
代表取締役社長　小林　敏也

京成電鉄株式会社（以下「京成電鉄」といいます。）及び新京成電鉄株式会社（以下「新京成電鉄」といいます。）は、両社の間で締結した別紙１の2023年10月31日付合併契約に基づき、2025年４月１日を効力発生日として、京成電鉄を吸収合併存続会社、新京成電鉄を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施いたします。

本合併に関する会社法第794条第１項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第１項及び会社法施行規則第182条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

なお、本合併は、京成電鉄においては会社法第796条第２項に基づく簡易合併、新京成電鉄においては会社法第784条第１項に定める略式合併に該当します。

記

１．吸収合併契約の内容（会社法第782条第１項、会社法第794条第１項）

別紙１のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第１項第１号、会社法施行規則第191条第１号）

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

３．合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第１項第２号）

該当事項はありません。

４．吸収合併消滅会社の新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条

第１項第３号、会社法施行規則第 191 条第２号）

該当事項はありません。

５．吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 182 条第１項第４号、会社法施行規則第 191 条第３号）

（１）　最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙２のとおりです。

（２）　最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３）　最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

６．吸収合併存続会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 182 条第１項第４号、会社法施行規則第 191 条第５号）

（１）　最終事業年度に係る計算書類等の内容

京成電鉄は、金融商品取引法に基づき有価証券報告書を提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（ＥＤＩＮＥＴ）によりご覧いただけます。

（２）　最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３）　最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 関東鉄道株式会社との株式交換

京成電鉄は、2024 年４月 26 日付で関東鉄道株式会社との間で締結した株式交換契約に基づき、2024 年９月１日を効力発生日として、京成電鉄を株式交換完全親会社、関東鉄道株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。

② イオン株式会社との資本業務提携

京成電鉄は、2024 年 10 月 31 日付でイオン株式会社と資本業務提携に係る契約を締結しました。同提携の一環として、イオン株式会社はその保有する自己株式 3,954 千株（総額約 150 億円）を第三者割当の方法（払込期日 2024 年 12 月 27 日）により京成電鉄に割り当て、京成電鉄は当該株式の総数を引き受けます。

③ 株式会社オリエンタルランド株式の自己株式立会外買付取引応募

京成電鉄は、株式会社オリエンタルランドが実施する自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに応募し、2024 年 11 月 27 日付で応募した株式会社オリエンタルランド株式 18,000,000 株の全てが買い付けられました。

本件取引に伴い、京成電鉄は、2025 年３月期第３四半期の個別決算において、関係会社株式売却益として 603 億円を特別利益に計上する見込みです。

７．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第１項第５号、会社法施行規則第 191 条第６号）

本合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。したがって、本合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以　上

別紙１：合併契約書



合併契約書

京成電鉄株式会社（以下、「甲」という。）及び新京成電鉄株式会社（以下、「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行い、甲は存続し、乙は解散する。

第２条（吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1)　甲（吸収合併存続会社）

商号：京成電鉄株式会社

住所：千葉県市川市八幡三丁目３番１号

(2)　乙（吸収合併消滅会社）

商号：新京成電鉄株式会社

住所：千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山四丁目１番12号

第３条（無対価合併）

甲は乙の全株式を有しているため、本合併に際して、乙の株主に対し、その有する乙の株式に代わる金銭等の交付は行わない。

第４条（甲の資本金及び準備金の額）

本合併に際して、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第５条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下、「本効力発生日」という。）は、2025年４月１日とする。但し、本合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第６条（本契約の承認等）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する機関決定、並びに債権者保護手続その他法令により必要となる手続を行うものとする。

第 7 条（権利義務の承継）

甲は、本効力発生日において、本効力発生日の前日における乙の全ての資産、負債、契約上の地位、雇用関係及びその他一切の権利義務を承継する。

第 8 条（従業員の引継ぎ）

甲は、本効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として引継ぎ、勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとする。

第 9 条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、その資産、負債若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第 10 条（本合併の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本合併の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本合併を中止し、若しくは本契約を解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、第 6 条に定める甲及び乙の適法な機関決定並びに本合併に必要となる法令に定める関係官庁等の承認が得られないとき、又は前条に従い本合併が中止され、若しくは本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第 12 条（準拠法及び管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約に関連して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 13 条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

（以下余白）

上記合意の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

2023 年 10 月 31 日

甲　千葉県市川市八幡三丁目３番１号
京成電鉄株式会社
代表取締役社長　小林　敏也

乙　千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山四丁目１番 12 号
新京成電鉄株式会社
代表取締役社長　眞下　幸人





別紙２：新京成電鉄の最終事業年度に係る計算書類等

事業報告

（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1)　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかに経済活動の持ち直しの動きが見られるものの、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響などにより、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもとで、当社では引き続き安全管理体制の更なる充実を根幹とし、経営基盤の強化および業務の効率化に努めました。

その結果、全事業営業収益は15,160百万円、前期比7.7％(1,078百万円)の増収となり、全事業営業利益は1,641百万円、前期比106.6％(847百万円)の増益、経常利益は前期比94.5％増の1,823百万円、当期純利益は1,268百万円（前期は関係会社株式売却益の計上等により7,551百万円）となりました。

また、2023年10月31日に、2025年４月１日を効力発生日とし、当社を吸収合併消滅会社、京成電鉄株式会社を吸収合併存続会社とする合併契約を締結いたしました。

次に事業別にご報告いたします。

鉄道事業

鉄道事業では安全輸送確保の取り組みとして、松戸駅改良事業に伴う旧自由通路耐震補強工事、鎌ヶ谷大仏駅外壁屋根改修工事、二和向台駅こ線橋およびホーム上屋改修工事、高根木戸駅上り線側外階段改修工事、五香１号踏切道の拡幅工事などを実施いたしました。また、諸施設のバリアフリー化として上本郷駅ならびに松戸新田駅のホーム内方線設置工事およびホーム嵩上げ工事を進めたほか、お客さまサービス向上策として80000形車両１編成を導入いたしました。

環境負荷の低減に向けた取り組みとしては、前原変電所～高根変電所間のき電線上下一括化工事を実施し、全線の切替えが完了いたしました。

営業面につきましては、「千葉県誕生 150 周年記念 鉄道５社 共通１日乗車券」や「8900形デビュー30周年記念乗車券」などの各種記念乗車券を発売したほか、「車両基地見学＆撮影会ツアー」や京成グループ４社合同ウォークを開催し、旅客誘致と増収に努めました。

また、2023年10月１日に旅客運賃を改定したほか、2024年3月23日にダイヤ改正を実施し、通勤時間帯の利便性向上と輸送力の適正化を図りました。

以上の結果、営業収益は11,085百万円、前期比9.4％(948百万円)の増収となり、営業利益は220百万円（前期は営業損失678百万円）となりました。

不動産事業

不動産賃貸事業では収益基盤の安定強化を図るため、柏市明原一丁目の事務所ビル、および船橋市薬円台六丁目ならびに千葉市花見川区幕張本郷二丁目の共同住宅を取得いたしました。

また、高架下の利活用として駐車場用地２か所の賃貸を開始したほか、元山駅前建物新築工事ならびに元山駅ビル１・２階の改装工事が竣工し、株式会社Ｗｅ京成の事務所として稼働いたしました。このほか空室へのテナント誘致を積極的に行い物件稼働率の維持向上に努めました。

なお、津田沼 17 番街区土地においては、賃貸住宅の新築工事に着手いたしました。

以上の結果、営業収益は 4,075 百万円、前期比 3.3％(130 百万円)の増収となったものの、営業利益は 1,421 百万円、前期比 3.5％(51 百万円)の減益となりました。

(2)　対処すべき課題

今後の当社を取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式の定着や、中長期的には少子高齢化や生産年齢人口の減少による沿線環境の変化など厳しい状況が予想されます。このような状況に対応していくため、中期経営計画（Ｒ１計画：2022～2024 年度）を着実に実行し、一層の事業基盤の強化、沿線地域との共生や支援による地域活性化を図るとともに地域ブランド力を向上させてまいります。

また、2025 年４月１日の京成電鉄株式会社との合併に向けた準備をすすめるとともに、合併後はさらなる経営の効率化、意思決定の迅速化を図ることで、経営資源を最大限活用し、お客さまや社会からより信頼される企業グループを目指してまいります。

(3)　設備投資の状況

当会計年度に実施した設備投資の総額は 6,374 百万円で、その主なものは次のとおりであります。

鉄道事業

駅ホーム嵩上げおよび内方線付点状ブロック設置工事（松戸新田駅、上本郷駅）
き電線上下一括化工事（前原変電所～高根変電所間）
駅電源キュービクル更新工事（薬園台駅）
新造車両導入（80000 形１編成）
フルＳｉＣ適用ＶＶＶＦインバータ装置化工事（8800 形１編成）
駅改良工事（松戸駅）
外壁屋根改修工事（鎌ヶ谷大仏駅）
こ線橋およびホーム上屋改修工事（二和向台駅）
階段改修工事（高根木戸駅）
ＰＣ枕木交換工事（新津田沼駅～前原駅間上り線、元山駅～五香駅間）

ＩＣカード利便性向上に伴う駅務機器等改造工事

不動産事業

事業用不動産取得（柏市明原事務所ビル、船橋市薬円台住宅、千葉市花見川区住宅）

元山駅前建物新築工事

津田沼17番街区賃貸住宅新築工事

乗合バス車両新造（19両）（賃貸事業用）

(4)　資金調達の状況

当期末の借入金残高は、6,540百万円となり、前期末に比べ1,275百万円減少いたしました。

(5)　直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	2020年度 （第103期）	2021年度 （第104期）	2022年度 （第105期）	2023年度 （当期）
営業収益 （百万円）	12,685	13,320	14,082	15,160
経常利益 （百万円）	485	1,156	937	1,823
当期純利益 （百万円）	11	737	7,551	1,268
１株当たり当期純利益 （円）	1.07	67.22	687.93	115.57
総資産 （百万円）	99,042	63,819	63,939	64,190
純資産 （百万円）	39,293	39,499	42,859	43,738

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。

２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を2021年度の期首から適用しております。

(6)　重要な親会社及び子会社並びに企業結合等の状況

①　親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する出資比率	主要な事業内容
京成電鉄株式会社	百万円 36,803	% 100.00	鉄道事業、 不動産分譲・賃貸業

② 親会社との間の取引に関する事項

（取引の内容）

・金銭の消費寄託

上記取引の利率については市場金利を勘案して決定しており、取締役会は当社の利益が害されていないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
船橋新京成バス株式会社	50	100.00	旅客自動車運送事業
松戸新京成バス株式会社	50	100.00	旅客自動車運送事業
新京成リテーリングネット株式会社	10	100.00	コンビニ事業

（注）当社におきましては、特定完全子会社に関する事項はございません。

④ 重要な企業結合等の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
京成建設株式会社	450	28.57	建設業
京成車両工業株式会社	20	40.00	電車検修業

(7) 主要な事業内容（2024年３月31日現在）

名称	内容
鉄道事業	鉄道営業キロ：26.5km　営業区間：松戸～京成津田沼 駅数：24駅　車両数：156両
不動産事業	賃貸物件：津田沼12番街ビル、津田沼14番街ビル、八柱駅第２ビル等

(8) 主要な事業所等（2024年３月31日現在）

名称	所在地
本社	千葉県鎌ケ谷市

(9) 使用人の状況（2024年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
479（56）名	４名増（２名減）	38.5歳	18.3年

（注）使用人数は就業人員であり、年間の平均臨時雇用者数については（ ）内に外数で記載しております。

（10）主要な借入先の状況（2024年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社日本政策投資銀行	3,385

２．会社の株式に関する事項（2024年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　24,000,000株

（2）発行済株式の総数　10,976,667株

（3）株主数　１名（前期末と同数）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
京成電鉄株式会社	10,976	100

３．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（2024年３月31日現在）

当社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	眞下幸人	
専務取締役	田口和己	鉄道事業本部長 京成電鉄株式会社　取締役
専務取締役	長見真治	財務戦略・開発推進担当
常務取締役	吉川邦彦	内部監査部長・総務人事担当
常務取締役	河合義一	経営企画担当 東葉高速鉄道株式会社　社外取締役 船橋新京成バス株式会社　代表取締役会長
取締役	多田聡一	鉄道事業本部鉄道施設部長
取締役	相原栄	鉄道事業本部車両電気部長
取締役	小林敏也	京成電鉄株式会社　代表取締役社長 社長執行役員 北総鉄道株式会社　監査役
取締役	天野貴夫	京成電鉄株式会社　代表取締役 専務執行役員
取締役	池田等	
常勤監査役	北田良仁	
監査役	金子庄吉	京成電鉄株式会社　取締役 常務執行役員

（注）2023年６月28日をもって、取締役山田耕司、取締役網谷多加子、常勤監査役柳田信夫、常勤監査役山門浩一、監査役天野貴夫は任期満了により退任いたしました。

(2)　取締役及び監査役の報酬等

取締役及び監査役に支払った報酬等の総額等

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
	名	百万円
取　締　役	12	162
監　査　役	5	28
合　　計	17	191

（注）１．上表には、2023 年６月 28 日開催の第 105 期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名、監査役３名を含んでおります。

２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

４．会計監査人に関する事項

名称　　東陽監査法人

５．会社の支配に関する基本方針

現時点では、当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針等について特に定めておりません。

※本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また比率は表示単位未満を四捨五入しております

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

１．業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）に関する基本方針を、以下のとおり整備しております。

内部統制システム基本方針

【経営の基本方針】

当社及び当社グループ会社は、お客様に信頼され、安全かつ快適な輸送・サービスを提供し、また企業の社会的な責任を遂行するため、適法かつ適正な事業活動のもとで地域社会の発展に貢献する企業を目指し、継続的に企業価値の向上に努めます。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①内部統制委員会の専門組織である当社及び子会社で構成されるコンプライアンス小委員会において、コンプライアンスの取り組みを統括します。また、法令遵守を含む具体的な事項を定めた行動規準を策定しており、取締役及び使用人への周知を徹底します。

②行動規準に基づき、反社会的勢力には毅然として対応し、いかなる状況下でもそれらと一切関係を持ちません。

③内部通報者制度取扱規則に基づき設置されたコンプライアンス相談窓口を活用し、会社内部の違反行為等を未然に防ぐ体制の強化に努めます。

④資産の保全・業務の運営について、内部監査部による内部監査を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①株主総会、取締役会及び常務会議の議事録をはじめとする職務の執行に関わる文書等の保存は、文書保存規程に基づいて行います。また、情報の管理については、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する規則により対応します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理の観点から、内部統制委員会に専門組織として当社及び子会社で構成されるリスク管理小委員会を設置しており、事業に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを分析・評価し、リスクの発生防止に係る体制の整備並びに発生したリスクへの対応を図ります。

②必要に応じて各種規則、業務プロセス、手順等の見直しを継続的に行うほか、重大事故や自然災害等の異常事態が発生した際、必要な体制が早期に確立できるよう、

異常時対策規則に基づき、定期的に訓練を実施します。また、大規模地震等が発生した場合には、事業継続計画に基づき、事業の継続、早期復旧に取り組みます。

③反社会的勢力との間に問題が発生した場合は、外部の専門機関と連携し、法的な措置も含め組織的に対応します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会（原則年９回開催）において、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。また、常務会議（常勤取締役で構成、原則週１回開催）において、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に関わる意思決定を行います。

②業務の執行については経営計画を策定し、これに基づいて行います。

③職制及び職務分掌、職務権限規則に基づき、各職務の権限と責任を明確にします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社及び子会社で構成されるコンプライアンス小委員会において、子会社のコンプライアンス体制の充実を図ります。当社が策定している行動規準は、子会社に周知徹底を図ります。

・当社のコンプライアンス相談窓口を活用し、違反行為等を未然に防ぐ体制の強化に努めます。

・内部監査部が、子会社に内部監査を実施します。

②子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・関係会社管理規程に基づき、子会社が当社に報告すべき事項を明確にし、これに基づき子会社より報告を受け、必要に応じて指導を行います。

③子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社及び子会社で構成されるリスク管理小委員会において、子会社の事業に係るリスク管理を行います。

④子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・子会社を管理する部署において、関係会社管理規程に基づき、子会社の管理を行います。

・グループ社長会を定期的に開催し、経営情報の共有等を図るとともに、必要に応じて指導を行います。

・子会社に経営計画を策定させ、これに基づき職務を執行させます。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

①監査役を補助すべき組織として監査役事務室を設置しており、職務の補助に必要

な使用人を配置します。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査役事務室の使用人は、監査役補助職務以外の職務を兼任できるものとするが、監査役補助職務については取締役の指揮・監督を受けないものとします。

②監査役事務室の使用人の人事及び監査役事務室の組織変更等には監査役の承認を必要とします。

(8) 監査役への報告に関する体制

①取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

・取締役及び使用人は、当社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を発見したときは、当該事実を監査役に報告します。

・取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告します。

②子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

・当社または子会社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を発見した子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、適時、適切な方法により当該事実を当社の監査役に報告します。

・子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告します。

(9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①内部通報者制度取扱規則に準拠し、監査役への報告を行った者に対し、不利な取扱いを行いません。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払等を請求したときは、速やかに費用または債務を処理します。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、常務会議等取締役の職務執行上重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、重要な意思決定の過程を把握するとともに、職務執行に係る重要な書類の閲覧等を通じ、業務の執行状況を把握します。

②監査役は、当社の会計監査人と監査情報の交換を行うとともに、内部監査部との連携を図ります。

２．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システム基本方針」に掲げた体制を整備するほか、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

(1) 取締役の職務執行

当社は、取締役会を８回開催し、法令及び定款に則って重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しました。

また、業務の執行については中期経営計画（2023 年度計画）に基づき遂行しました。

(2) コンプライアンスの徹底

当社及び子会社で構成されるコンプライアンス小委員会を２回開催し、コンプライアンス教習をはじめとする各種取り組みの統括を実施しました。

また、内部通報に係る体制として、社内及び社外に「コンプライアンス相談窓口」を設置しており、内部通報体制の強化に努め、その周知を引き続き行いました。

さらに、当社及び子会社の資産の保全・業務の運営について、内部監査部が監査計画に基づき内部監査を実施しました。

なお、社会規範の遵守並びに企業の社会的責任を遂行するための行動規準を当社及び子会社に周知しました。

(3) リスク管理

当社及び子会社で構成されるリスク管理小委員会を３回開催し、リスクの識別、分類、評価についての定期的な見直しを実施して対応策の実施状況の検証を行いました。

また、万一の鉄道事故発生を想定し、輸送の安全確保に向けた各種訓練を実施しました。

(4) 子会社における業務の適正

子会社を管理する部署において、関係会社管理規程に基づき子会社の管理を行うとともに、グループ社長会を毎月１回開催し、当社と経営情報を共有しました。

(5) 監査役の職務執行

当社は、監査役協議会を７回開催したほか、監査役協議会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席並びに会計監査人及び内部監査部との間で定期的に行う意見交換を通じて、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しました。

第 106 期

自　2023 年 4 月　1 日
至　2024 年 3 月 31 日

計　　算　　書　　類

目　　次

貸　借　対　照　表
損　益　計　算　書
株主資本等変動計算書
個　別　注　記　表

新京成電鉄株式会社

（2023年度）

貸 借 対 照 表

2024年 3月31日現在

資産の部		負債純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（資産の部）	千円	（負債の部）	千円
流動資産	9,724,038	流動負債	11,769,830
現金及び預金	3,652,617	短期借入金	2,978,400
未収運賃	966,063	リース債務	434
未収金	51,944	未払金	2,472,977
未収収益	35,746	未払費用	322,466
リース投資資産	764,521	未払消費税等	200,261
分譲土地建物	610,000	未払法人税等	608,765
貯蔵品	519,002	預り連絡運賃	1,185,719
前払費用	73,747	預り金	1,226,277
その他の流動資産	3,050,394	前受運賃	743,953
		前受金	1,666,294
		前受収益	13,490
		賞与引当金	346,202
		資産除去債務	4,589
固定資産	54,466,749	固定負債	8,682,216
鉄道事業固定資産	29,644,991	長期借入金	3,561,700
不動産事業固定資産	18,636,502	リース債務	3,582
各事業関連固定資産	584,642	退職給付引当金	2,737,358
建設仮勘定	2,950,542	資産除去債務	89,685
投資その他の資産	2,650,070	預り保証金	2,041,163
関係会社株式	291,875	その他の固定負債	248,726
投資有価証券	1,316,891	負債合計	20,452,047
長期前払費用	63,542		
前払年金費用	177,296	（純資産の部）	
繰延税金資産	767,943	株主資本	43,101,985
その他の投資等	32,522	資本金	5,935,940
		資本剰余金	4,773,405
		資本準備金	4,773,405
		利益剰余金	32,392,639
		利益準備金	523,210
		その他利益剰余金	31,869,429
		別途積立金	2,480,500
		買換資産圧縮積立金	4,550
		繰越利益剰余金	29,384,378
		評価・換算差額等	636,755
		その他有価証券評価差額金	636,755
		純資産合計	43,738,741
資産合計	64,190,788	負債純資産合計	64,190,788

（2023年度）

損 益 計 算 書

2023年 4月 1日から

2024年 3月31日まで

科　　目	金　　額	
	千円	千円
鉄　道　事　業		
営　業　収　益	11,085,290	
営　業　費	10,865,262	
営　業　利　益		220,027
不　動　産　事　業		
営　業　収　益	4,075,511	
営　業　費	2,653,952	
営　業　利　益		1,421,558
全　事　業　営　業　利　益		1,641,586
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	156,697	
生　命　保　険　配　当　金	31,427	
そ　の　他　の　収　益	97,999	286,124
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	83,010	
そ　の　他　の　費　用	21,295	104,306
経　常　利　益		1,823,404
特　別　利　益		
工事負担金等受入額	129,925	
固　定　資　産　売　却　益	14,144	
保　険　金　収　入	18,172	162,243
特　別　損　失		
固　定　資　産　圧　縮　損	141,463	
固　定　資　産　売　却　損	6,633	148,096
税　引　前　当　期　純　利　益		1,837,550
法人税、住民税及び事業税	581,137	
法　人　税　等　調　整　額	△ 12,159	568,977
当　期　純　利　益		1,268,573

（2023年度）

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2023年 4月 1日　から
2024年 3月31日　まで

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
					別途積立金	買換資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
2023年 4月 1日	5,935,940	4,773,405	4,773,405	523,210	2,480,500	5,000	28,708,949	31,717,659	42,427,006
当期変動額									
買換資産圧縮積立金の取崩し						△ 449	449	—	—
剰余金の配当							△ 593,594	△ 593,594	△ 593,594
当期純利益							1,268,573	1,268,573	1,268,573
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 449	675,429	674,979	674,979
2024年 3月31日	5,935,940	4,773,405	4,773,405	523,210	2,480,500	4,550	29,384,378	32,392,639	43,101,985

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2023年 4月 1日	432,986	432,986	42,859,993
当期変動額			
買換資産圧縮積立金の取崩し			—
剰余金の配当			△ 593,594
当期純利益			1,268,573
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	203,768	203,768	203,768
当期変動額合計	203,768	203,768	878,748
2024年 3月31日	636,755	636,755	43,738,741

個別注記表

［重要な会計方針に係る事項に関する注記］

１.資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

分譲土地建物　　個別法

貯蔵品　　移動平均法

２.固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

鉄道事業固定資産　　定率法を採用しております。

不動産事業固定資産　　定額法を採用しております。

各事業関連固定資産　　定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した鉄道事業固定資産及び各事業関連固定資産の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、鉄道事業固定資産の取替資産については取替法を採用しております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　15～40年

構築物　15～40年

車両　5～13年

無形固定資産　　定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３.引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、主として各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(3) 貸倒引当金

ゴルフ会員権について、当事業年度末の市場価格が預託保証金を下回る部分を計上しております。

(4) 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、損失見積額を計上しております。

４.工事負担金等の会計処理の方法

固定資産の取得のために地方公共団体（又は国土交通省）等より受け入れた工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を、固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

５.収益及び費用の計上基準

(1) 顧客との契約から生じる収益の計上基準

当社は、鉄道による旅客運送を行っており、旅客運送が完了した時点で収益を認識しております。

なお、鉄道事業の定期券は、一定の期間にわたり役務を提供するものであることから、発売した定期券の種類に応じた有効期間にわたって収益を認識しております。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

［表示方法の変更に関する注記］

損益計算書

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「生命保険配当金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度において区分掲記いたしました。

［会計上の見積りに関する注記］

１.固定資産の減損

(1) 当事業年度末の計算書類に計上した金額

減損損失　　―――　千円

(2) その他の情報

当社は、独立したキャッシュ・フローを生成させる最小単位として、鉄道事業固定資産は全線を一体として、不動産事業固定資産は賃貸物件ごとに、資産のグルーピングを行っており、減損の兆候が存在する場合には、将来のキャッシュ・フローの見積りに基づいて減損の要否の判定を実施しております。

当該将来キャッシュ・フローの見積りにあたり、鉄道事業においては沿線の人口動向や新型コロナウイルス感染症の影響に伴う輸送人員数の増減率について、不動産事業においてはテナントの定着率等について、一定の仮定を設定しております。

これらの仮定は将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローに見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

２.繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度末の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　767,943千円

(2) その他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を、利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

［貸借対照表に関する注記］

1.担保に供している資産及び担保に係る債務

⑴ 担保に供している資産	鉄道事業固定資産	28,872,631千円
	不動産事業固定資産	2,369,017千円
	各事業関連固定資産	274,871千円
	合計	31,516,520千円
⑵ 担保に係る債務	短期借入金	588,400千円
	長期借入金	2,796,700千円
	合計	3,385,100千円

2.有形固定資産の減価償却累計額　73,623,664千円

3.事業用固定資産

有形固定資産	47,990,911千円
土地	13,401,147千円
建物	12,083,670千円
構築物	15,312,493千円
車両	5,320,158千円
その他	1,873,442千円
無形固定資産	875,225千円

4.固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額　40,347,055千円

5.資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

その他の投資等	10,280千円

6.関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,077,704千円
短期金銭債務	2,149,356千円

［損益計算書に関する注記］

１.営業収益	15,160,801千円
２.営 業 費	13,519,215千円
運送営業費及び売上原価	8,181,269千円
販売費及び一般管理費	945,554千円
諸税	900,977千円
減価償却費	3,491,413千円
３.関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	944,992千円
営 業 費	1,362,498千円
営業取引以外の取引高	872,866千円

［株主資本等変動計算書に関する注記］

１.当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　10,976,667株

２.当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　　―――　株

３.配当に関する事項

(1) 配当金支払額（金銭配当）

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年６月28日定時株主総会	普通株式	593,594	54.0	2023年３月31日	2023年６月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年６月26日定時株主総会	普通株式	634,287	利益剰余金	57.7	2024年３月31日	2024年６月27日

［税効果会計に関する注記］

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	780,818千円
販売用不動産の帳簿価額切下げ	107,370千円
賞与引当金	104,990千円
投資有価証券評価損	74,108千円
ゴルフ会員権評価損	72,497千円
関係会社株式評価損	57,340千円
減損損失	46,291千円
未払事業税	37,975千円
資産除去債務	28,753千円
未払賞与法定福利費	16,378千円
貸倒引当金	3,135千円
その他	3,441千円
繰延税金資産小計	1,333,101千円
評価性引当額	△381,801千円
繰延税金資産合計	951,300千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△180,734千円
買換資産圧縮積立金	△1,997千円
資産除去債務	△624千円
繰延税金負債合計	△183,356千円
繰延税金資産の純額	767,943千円

［金融商品に関する注記］

１.金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

未収運賃、未収金、未収収益に係る顧客の信用リスクは、内部管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、主に固定金利による調達により金利の変動リスクを低減しております。

２.金融商品の時価等に関する事項

2024年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
⑴ リース投資資産	764,521	764,521	－
⑵ 投資有価証券			
その他有価証券	1,018,881	1,018,881	－
⑶ 長期借入金（一年以内返済含む）	(4,690,100)	(4,706,392)	16,292

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注１）現金及び預金、未収運賃、未収金、未収収益、短期借入金、未払金、未払費用については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２）市場価格のない株式等は、「⑵投資有価証券」には含まれておりません。貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	当事業年度
非上場株式	298,010
関係会社株式	291,875

３.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

⑴　時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	1,018,881	－	－	1,018,881

⑵　時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
リース投資資産	－	－	764,521	764,521
長期借入金（一年以内返済含む）	－	4,706,392	－	4,706,392

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されており、レベル１の時価に分類しております。

リース投資資産

元利金の合計額を　同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、重要な観察できないインプットを用いているため、レベル３の時価に分類しております。

長期借入金（一年以内返済含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

［賃貸等不動産に関する注記］

1.賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、千葉県において賃貸用のビル（土地を含む。）を有しております。

2.賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

貸借対照表計上額	時価
18,555,089	38,926,250

（注１）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注２）当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については不動産鑑定評価基準に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

［関連当事者との取引に関する注記］

１.親会社及び法人主要株主等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注2）	科目	期末残高（千円）（注2）
親会社	京成電鉄㈱	被所有直接100.0	施設の賃貸借 役員の兼任	消費寄託金の返還（注1）	200,000	その他の流動資産	3,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1.消費寄託金については、京成電鉄㈱の資金調達に伴うものであります。金利については、市場金利を勘案して決定しております。

２.取引金額にも、期末残高にも消費税等は含まれておりません。

２.子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注3）	科目	期末残高（千円）（注3）
子会社	松戸新京成バス㈱	直接100.0	資金の受入 役員の兼任	消費寄託金（注1）	―	預り金	800,000
関連会社	京成建設㈱	直接28.5	役員の兼任	固定資産の購入（注2）	779,012	未払金	508,459

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１.消費寄託金については、松戸新京成バス㈱の資金運用に伴うものであります。金利については、市場金利を勘案して決定しております。

２.固定資産の購入については、市場価格等を勘案し決定しております。

３.取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

３.兄弟会社等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

［１株当たり情報に関する注記］

１．１株当たり純資産額　3,984円70銭

２．１株当たり当期純利益　115円57銭

［収益認識に関する注記］

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記　５．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

［その他の注記］

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月7日

新京成電鉄株式会社
取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　田中章公

指定社員
業務執行社員　公認会計士　浅山英夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、新京成電鉄株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

私達監査役は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、協議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法及びその内容

(1) 私達監査役は、組織的な監査による監査の実効性を高めるために、監査役協議会(任意の会議体)を設け、監査役間の意見交換と情報共有を図りました。また、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

新京成電鉄株式会社

常勤監査役　北田良仁

監　査　役　金子庄吉